

児童扶養手当をご存知ですか？

(父子家庭の方もご覧ください)

児童扶養手当は、父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。
この手当は申請しなければ支給されませんのでご注意ください。

◆支給要件

次の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護（保護者として生活の面倒を見ること）しているひとり親家庭の父・母または両親にかわって、その児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。「児童」とは、0歳から18歳に達した日以降、最初の3月31日（18歳の年度末）までの方をいいます。

ただし、心身におおむね中度以上の障がい（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障がい）がある場合は、20歳未満までとなります。受給者・児童ともに国籍は問いません。また、配偶者（婚姻の届出をせずに事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）と生計同一であるときや、日本国内に住所がないときには支給されません。受給者が公的年金を受給している場合

で、年金額が児童扶養手当額より少ないとき、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がいの状態にあり、障害年金の加算の対象になっていない児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母が一年以上遺棄（連絡がとれず児童の養育を放棄していること）している児童
- ⑥ 父または母が一年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻せずに生まれた児童
- ⑧ 母が児童を妊娠した当時の事情が不明である児童
- ⑨ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

◆手当の支給

児童扶養手当の金額は、受給資格者本人と、受給資格者と同一住所の扶養義務者（親族）の所得金

額に応じて、手当の全部が支給される場合と手当の一部のみが支給される場合があります。

※所得額により、全部が支給停止となる場合もあります。

◆手当の額（平成27年4月から変更）

- 【支給対象児童1人の場合】
- ・ 全部支給 ↓ 月額4万2000円
- ・ 一部支給（所得により変動） ↓ 月額4万1990円～9910円

【支給対象児童2人以上の場合】

全部支給・一部支給とも、それぞれ前記の金額に、第2子については5千円、第3子以降は1人につき3千円を加算した金額になります。

◆手当の支払日

手当は、認定請求した月の翌月分から支給され、年3回、支払月の前月分までの手当が支払われます。（支給日が土、日、国民の祝日などに当たるときは、これらの日の前日とします）

○支払日

- ・ 4月11日：12月分から3月分
- ・ 8月11日：4月分から7月分
- ・ 12月11日：8月分から11月分

◆所得制限について

児童扶養手当には所得制限が設けられており、受給資格者本人、配偶者および同居所に住む

＜＜所得制限限度額＞＞

扶養人数	受給資格者本人		扶養義務者 所得制限額
	全部支給 所得制限額	一部支給 所得制限額	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※所得の計算方法（課税台帳に基づき計算します）
所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額など）＋養育費の8割相当額－諸控除－8万円（社会保険料相当額として一律8万円とします）

◆長期受給者の支給制限

手当を受給して5年経過もしくは支給要件に該当してから7年経過したときには、手当の半額が減額になります。

◆現況届について

すべての受給資格者は毎年8月中旬に、手当を受ける資格を認めるため、現況届の提出が必要です。提出されない場合、8月以降の手当が差し止めになり、2年以上提出されない場合には受給資格が喪失します。受給資格者の方で、まだ現況届の提出をしていない方は、早急にご手続きしてください。

ただし、就労している場合、就職活動をしている場合、疾病などにより就労が困難な状況である場合などには、支給停止の除外の申請が可能です。対象者には通知が届きますので、必ず期限までに必要書類を提出してください。提出が遅れた場合、遅れた月分の手当が減額になることがあります。

申問 伊奈庁舎 ことも福祉課
 ☎ 58・2111（内線1163）